

国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要綱

令和4年9月30日付け4農畜機第3768号

令和5年3月30日付け4農畜機第7364号

我が国の酪農は、生産基盤強化等の効果により生乳生産量が着実に増加している一方で、新型コロナウイルスの影響によって、牛乳製品需要が引き続き減少し、需給ギャップが生じている。

こうした中、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響によって、輸入粗飼料等の価格が急騰しており、酪農経営の状況が悪化している。

我が国の酪農の持続的な生乳生産体制を確保していくためには、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減により、足腰の強い経営を目指す取組を支援していく必要がある。このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る者を対象に輸入粗飼料等の価格の急騰による生産コストの上昇分に係る補填金を交付するため、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人中央酪農会議とする。

第2 事業の内容

事業実施主体は、第3の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「取組主体」という。）が1の取組を行うために必要な経費について補助するものとする。また、1及び2の取組を実施する。

1 補填金交付

国産粗飼料の利用拡大（配合飼料の使用量の低減を含む。以下同じ。）及び生産コストを削減させるための取組を実践する酪農経営体に対して、以下に対応する

飼養頭数に応じた補填金の交付

- (1) 令和4年度第Ⅰ期対策
- (2) 令和4年度第Ⅱ期対策

2 事業推進指導

1 の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、推進指導等

第3 事業の要件

1 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次の事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 持続的な生乳生産に関する事項
- (4) 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
- (5) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 補填金交付対象者

- (1) 第2の1の補填金の交付対象となる者は、4に規定する経産牛を飼養する酪農経営体であって、4に規定する経産牛に係る牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛個体識別法」という。）第2条第2項に規定する管理者であることとする。
- (2) (1)の酪農経営体が法人の場合にあつては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。）は、これに該当しないものとする。また、会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。）にあつては、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当する会社及び農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次のイ及びウにおいて同じ。）の過半数を有している株式会社を除く。）

イ その総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上が同一のアに掲げる会社

の所有に属しているもの

ウ その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上がアに掲げる会社の所有に属しているもの

3 国産粗飼料の利用拡大及び生産コストを削減させるための取組

- (1) 事業実施に当たって、事業に参加する酪農経営体は、事業実施前と比較して、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を達成するため、別表1に掲げる取組のうち、3項目（うち1項目以上は飼料自給率向上に資する取組）以上に取り組むものとする。また、当該取組については、第2の1の（1）は令和4年度中から令和5年度まで、第2の1の（2）は令和5年度から令和6年度まで（以下「取組期間」という。）取り組むものとする。なお、当該取組については、当該酪農経営体におけるこれまでの取組の継続についても対象にすることとする。この場合、当該酪農経営体は、取組期間において当該取組を継続するものとする。
- (2) 事業に参加する酪農経営体が（1）の取組を実施したことを証する書類は、当該酪農経営体において保管することとする。

4 補填金交付対象牛等

補填金交付対象牛は、第2の1の（1）については、牛個体識別法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）において、令和4年4月1日又は同年10月1日時点の月齢が26か月齢以上の経産牛（ホルスタイン種、ジャージー種及びその他乳用種の雌牛とする。以下同じ。）とし、第2の1の（2）については、牛個体識別台帳において、令和4年11月1日時点の経産牛とする。また、補填金交付対象頭数は、第2の1の（1）については、事業に参加する酪農経営体における令和4年4月1日時点又は同年10月1日時点の飼養頭数のうちいずれか少ない方とし、第2の1の（2）については、事業に参加する酪農経営体における令和4年11月1日時点の飼養頭数とする。なお、令和4年4月1日以降に新規就農した酪農経営体においては、第2の1の（1）の補填金交付対象頭数は、同年10月1日時点の飼養頭数とし、第2の1の（2）の補填金交付対象頭数は、同年11月1日以降に就農し、原則として搾乳を開始した日時点の飼養頭数とする。

5 みどりのチェックシート

事業実施主体又は取組主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中1回以上、取組主体又は事業に参加する酪農経営体にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

6 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体又は取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点

から、事業に参加する酪農経営体に対し、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済等への積極的な加入を促すものとする。

第 4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和 4 年度から令和 5 年度までとする。

第 5 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補填金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成して、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、事業実施主体が事業に参加する酪農経営体のみに対して直接に補填金を交付する場合に限り、事業実施要領の全部又は一部の作成を省略できるものとする。

2 酪農生産改善計画の作成

- (1) 事業に参加する酪農経営体は、別添様式 1 により、第 3 の 3 の (1) の取組のいずれに取り組みかを記載した国産粗飼料の利用拡大及び生産コストを削減させるための酪農生産改善計画（以下「酪農生産改善計画」という。）を作成の上、取組主体又は当該酪農経営体に自ら補填金を交付する事業実施主体に提出するものとする。なお、当該酪農経営体が酪農生産改善計画に記載された取組を実施したことを証する書類については、当該酪農経営体で保管することとする。
- (2) 取組主体は、事業に参加する酪農経営体から提出のあった酪農生産改善計画を取りまとめ、自らの事業実施計画と併せ、事業実施主体に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、取組主体等から提出された酪農生産改善計画をそれぞれの取組主体等が管轄する地域の区域内全ての都道府県知事に提出するものとする。酪農生産改善計画に変更があった場合も同様とする。

3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

第 6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表 2 に掲げる補助対象経費及び補助額により、事業実施主体が第 2 に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、第5の2により提出された酪農生産改善計画及び事業実施計画を取りまとめ、自らの事業実施計画と併せ、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助金交付申請書及び概算払請求書(以下「補助金交付申請書等」という。)を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書(以下「補助金交付変更承認申請書等」という。)を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第1号の補助金交付申請書等、別紙様式第2号の補助金交付変更承認申請書等又は別紙様式第3号の国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

(1) 取組主体は、事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。

(2) 事業実施主体は、取組主体から提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第8 取組の実施状況の報告

1 事業に参加する酪農経営体は、第2の1の(1)については、令和5年度までの第3の3の取組の実施状況を、第2の1の(2)については、令和6年度までの第3の3の取組の実施状況を、別添様式2により取組主体又は当該酪農経営体

に自ら補填金を交付した事業実施主体に報告するものとする。

- 2 取組主体は、事業に参加する酪農経営体から提出された実施状況を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、取組主体等から提出された実施状況を取りまとめ、第2の1の(1)については、令和6年6月30日までに、第2の1の(2)については、令和7年6月30日までに、別紙様式第5号により国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施状況報告書を理事長に提出するものとする。

第9 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携、事業に参加する酪農経営体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 取組主体等及び事業に参加する酪農経営体は、事業実施主体又は都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び取組主体等又は事業に参加する酪農経営体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書等を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書等の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じ

た金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合(事業実施主体自ら又はそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 事業に参加する酪農経営体が保管する酪農生産改善計画に記載された取組を実施したことを証する書類の保存期間は、事業実施主体が事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 3 1及び2に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体及び取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができる。

附 則(令和4年9月30日付け4農畜機第3768号)

- 1 この要綱は、令和4年9月30日から施行する。
- 2 事業実施主体又は取組主体が、令和4年9月30日から補助金交付決定までの間に第2の事業に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の補助金交付申請書等の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、当該事業実施主体又は取組主体は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則(令和5年3月30日付け4農畜機第7364号)

この要綱の改正は、令和5年3月30日から施行する。

別表 1

項目	内容
国産粗飼料の利用拡大及び生産コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> (1) 飼料成分分析に基づく飼料設計の改善（飼料自給率の向上を考慮すること。）【●】 (2) 国産飼料（エコフィードを含む。）の給与割合の増加【●】 (3) 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む。）【●】 (4) 国産高栄養粗飼料（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量の低減【●】 (5) 疾病・事故率などの低減 (6) 暑熱・寒冷対策による生産性の改善 (7) 副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの削減 (8) 牛群検定を活用した生産性の向上 (9) 分娩間隔の短縮 (10) エサ寄せロボットの活用 (11) 自動給餌機の活用 (12) 搾乳ロボットの活用（ただし、飼料給餌機能付きのものに限る。） (13) 分割給餌 (14) リキッドフィーディングの活用

注：第3の3の（1）に規定する飼料自給率向上に資する取組は、【●】の取組とする。

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助額
1 補填金の交付 (1) 令和4年度第Ⅰ期 対策 (2) 令和4年度第Ⅱ期 対策	ア 事業実施主体又は取組主体 が事業に参加する酪農経営体 に対して補填金を交付するの に要する経費	定額 (北海道) 7,200 円/頭以内 (都府県) 10,000 円/頭以内
	イ 取組主体が、事業に参加する 酪農経営体に対する酪農生産 改善計画の審査、その交付に係 る振込手数料、現地調査及び関 係者との連絡調整に要する経 費	定額
2 事業の推進指導	1 の事業を円滑に実施するた めの会議の開催、現地調査、推進 指導等に要する経費	定額

別添様式 1

年 月 日

国産粗飼料の利用拡大及び生産コストを削減させるための酪農生産改善計画 (令和4年度第 期分)

第1 取組者の概要

酪農経営体名（法人の場合は法人名を記載）	
代表者の役職・氏名（上記と同様の場合は省略）	
酪農経営体が所在する住所	〒

第2 国産粗飼料の利用拡大及び生産コストを削減させるための取組確認

本事業に着手する取組について、別記の取組から3つ以上を選択。
このうち、1つ以上は【●】に取り組むものとする。

- 1 令和4年度中から令和5年度までに取り組む場合及び既存の取組を令和5年度まで継続する場合（令和4年度第Ⅰ期対策）は、左欄の□にレを記入すること。なお、その他の具体的な取組を選択する場合、左欄の□にレを記入した上で、具体的な内容を括弧内に記入すること。
- 2 令和5年度から令和6年度までに取り組む場合及び既存の取組を令和6年度まで継続する場合（令和4年度第Ⅱ期対策）は、左欄の□にレを記入すること。なお、その他の具体的な取組を選択する場合、左欄の□にレを記入した上で、具体的な内容を括弧内に記入すること。
- 3 令和4年度第Ⅱ期対策において、令和4年度第Ⅰ期対策と変更がない場合は、別記⑮の□にレを記入すること。

別記 国産粗飼料の利用拡大及び生産コストを削減させるための取組確認表

- ①飼料成分分析に基づく飼料設計の改善（飼料自給率の向上を考慮すること。）

【●】

- 輸入乾牧草の一部を国産粗飼料に置き換え。
 輸入とうもろこしの一部を国産（子実・イアコーン）に置き換え。
 輸入原料（上記以外）の一部を国産原料に置き換え。
 その他（ ）

- ②国産飼料（エコフィードを含む。）の給与割合の増加【●】

- 国産牧草（乾草・サイレージ）の給与割合を増やす。
 国産とうもろこし（青刈り・子実・イアコーン）の給与割合を増やす。
 エコフィード（豆腐粕・醤油粕等）の割合を増やす。
 その他（ ）

- ③国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む。）

【●】

- 国産粗飼料の作付面積を拡げる。
 国産濃厚飼料の作付面積を拡げる。
 国産飼料の販売・流通量を増やす。
 TMR の利用量を増やす。
 その他（ ）

- ④国産高栄養素粗飼料（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量の低減【●】

- 青刈りとうもろこしの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす。
 国産アルファルファの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす。
 国産チモシーの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす。
 その他国産原料（上記以外）の使用量を増やし、配合飼料を減らす。
 その他（ ）

- ⑤疾病・事故率などの低減

- 牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器・資材の使用
 疾病・事故率低減のための牛の削蹄の実施
 疾病・事故率低減のための獣医師の指導等による定期的な分娩監視
 疾病の低減のため、ワクチンの接種
 その他（ ）

別添様式2

年 月 日

酪農生産改善計画に基づく取組状況報告（令和4年度第 期分）

第1 取組者の概要

酪農経営体名（法人の場合は法人名を記載）	
代表者の役職・氏名（上記と同様の場合は省略）	
酪農経営体が所在する住所	〒

第2 国産粗飼料の利用拡大及び生産コストを削減させるための実績確認表

- ・ 事業開始時から取組期間において取り組んだ項目について、右欄の□にレを記入すること。

項目	
(1)	飼料成分分析に基づく飼料設計の改善（飼料自給率の向上を考慮すること。）【●】 <input type="checkbox"/>
(2)	国産飼料（エコフィード含む。）の給与割合の増加【●】 <input type="checkbox"/>
(3)	（コントラクター活用等による）国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大【●】 <input type="checkbox"/>
(4)	国産高栄養粗飼料（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量の低減【●】 <input type="checkbox"/>
(5)	疾病・事故率などの低減 <input type="checkbox"/>
(6)	暑熱・寒冷対策による生産性の改善 <input type="checkbox"/>
(7)	副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの削減 <input type="checkbox"/>
(8)	牛群検定を活用した生産性の向上 <input type="checkbox"/>
(9)	分娩間隔の短縮 <input type="checkbox"/>
(10)	エサ寄せロボットの活用 <input type="checkbox"/>
(11)	自動給餌機の活用 <input type="checkbox"/>
(12)	搾乳ロボットの活用（ただし、飼料給餌機能付きのものに限る。） <input type="checkbox"/>
(13)	分割給餌 <input type="checkbox"/>
(14)	リキッドフィーディングの活用 <input type="checkbox"/>
(15)	令和4年度第I期対策と同様の取組を継続 ※ <input type="checkbox"/>

※ (15) は令和4年度第II期対策において、令和4年度第I期対策と変更がない場合

第3 取組の実施内容、実施したことを証する資料

[記載例]

取組その1：暑熱・寒冷対策による生産性の改善

取組の内容：牛舎に〇〇を設置することにより暑熱による生産性低下の改善を図るとともに、〇〇を設置することで寒冷による生産性低下の改善を図った。

証する資料：

- ・写真（牛舎内の設備及びその周辺）
- ・設備の納品書、領収書 など
- ・

取組その1：

取組の内容：

証する資料：

- ・
- ・
- ・

取組その2：

取組の内容：

証する資料：

- ・
- ・
- ・

取組その3：

取組の内容：

証する資料：

-
-
-

別紙様式第1号

令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助金交付申請書
及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業を下記のとおり実施したいので、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要綱の第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱第7の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添「令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		今回概算払請求額	備考
		機構補助金	その他		

1 補填金の交付					
2 事業推進指導					
合計					

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

6 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別添

令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施計画

1 (1) 補填金を交付するのに要する経費 (単位：頭、円)

都道府県	取組主体名	酪農経営体戸数	対象頭数①	補填金単価 ②	交付金額③ (①×②)	負担区分		今回概算 払請求額	備考
						機構補助金	その他		
合計									

1 (2) 酪農生産改善計画の審査等に要する経費 (単位：円)

取組主体名	事業内容	事業費	負担区分		今回概算 払請求額	費目	積算基礎
			機構補助金	その他			
合計							

注1：「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料等とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

注2：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

2 事業推進指導

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		今回概算払請求額	積算	備考
		機構補助金	その他			
合計						

注：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助金
交付変更承認申請書及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要綱の第7の2の規定に基づき申請します。

また、申請のとおり変更交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱第7の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別添「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施計画」のとおり

(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	事業費① =②+③	負担区分		既概算 払請求 額④	今回概 算払請 求額⑤ =②-④	備考
		機構 補助金②	その他③			
1 補填金の交付						
2 事業推進指導						

(注) 2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

4 振込先金融機関名等
金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第3号

令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産粗飼料利用拡大緊急酪農事業実施要綱の第7の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払受領額 ⑤	今回概算払請求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金 ④	事業費出来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業について、下記のとおり実施したので、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要綱の第7の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「国産粗飼料利用拡大対策酪農事業実績報告書」のとおり。

(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金

口座番号
口座名義

別紙様式第 5 号

令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付
決定通知のあった国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業について、下
記のとおり実施したので、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施
要綱の第 8 の 3 の規定に基づき、実施状況を報告します。

記

- 1 事業名： 年度 事業
- 2 実施状況
別添のとおり

(注) 取組主体等から提出があった取組の実施状況の報告を取りまと
めたものを添付すること

別紙様式第 6 号

令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助金について、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要綱の第 10 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

- 1 補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、す

すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料